

### III 今後の方向性

#### 1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性

協議会の目指すべき方向性は、職域を含めたその地域全体の健康に関するデータから当該地域の健康課題を分析し、その課題を改善するため、地域保健・職域保健が協同して生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業の供給・活用体制を構築することである。すなわち、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、ヘルスプロモーションの視点に立って自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、それぞれが有する保健医療資源を相互活用、又は保健事業の共同実施により連携体制を構築することである。

また、国民の健康づくりを支援するためには、生活習慣病予防対策のみでなく、メンタルヘルス、自殺予防等、幅広い健康問題について個人及び家族を捉えた対応を行い、地域全体の環境を整備していくことが望まれる。

そのため、都道府県協議会においては、都道府県における健康課題を明確化し、地域全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議すること等により、関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担うことが求められる。

特に、平成20年度以降は、地域・職域関係者が一同に会する都道府県協議会と特定健診・特定保健指導に関する情報を有する保険者協議会は、それぞれの役割機能を踏まえ、連携を密にすることにより、地域全体の健康問題を捉え、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチとを融合し、生活習慣病予防対策を推進していくことが求められる。

また、2次医療圏協議会においては、関係機関と連携し、健診結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行い、2次医療圏固有の健康課題を特定し、その解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を積極的に行うとともに、都道府県協議会と情報共有することが求められる。

#### 2 地域・職域連携推進協議会の主な具体的役割

##### (1) 都道府県協議会の主な具体的役割

都道府県協議会においては、地域の実情にあわせて次のような具体的役割の中から、優先的に取り組むことを明確にする等、戦略的に事業を進めていくことが期待される。

- 各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関連団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施
  - ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連携方策
  - ・生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防、性差に着目した対策等、他の施策との連携方策
  - ・科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する連携方策
  - ・研修会の共同実施、各種施設等の共同利用
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討
  - ・特定健診・特定保健指導等の従事者などの育成方策